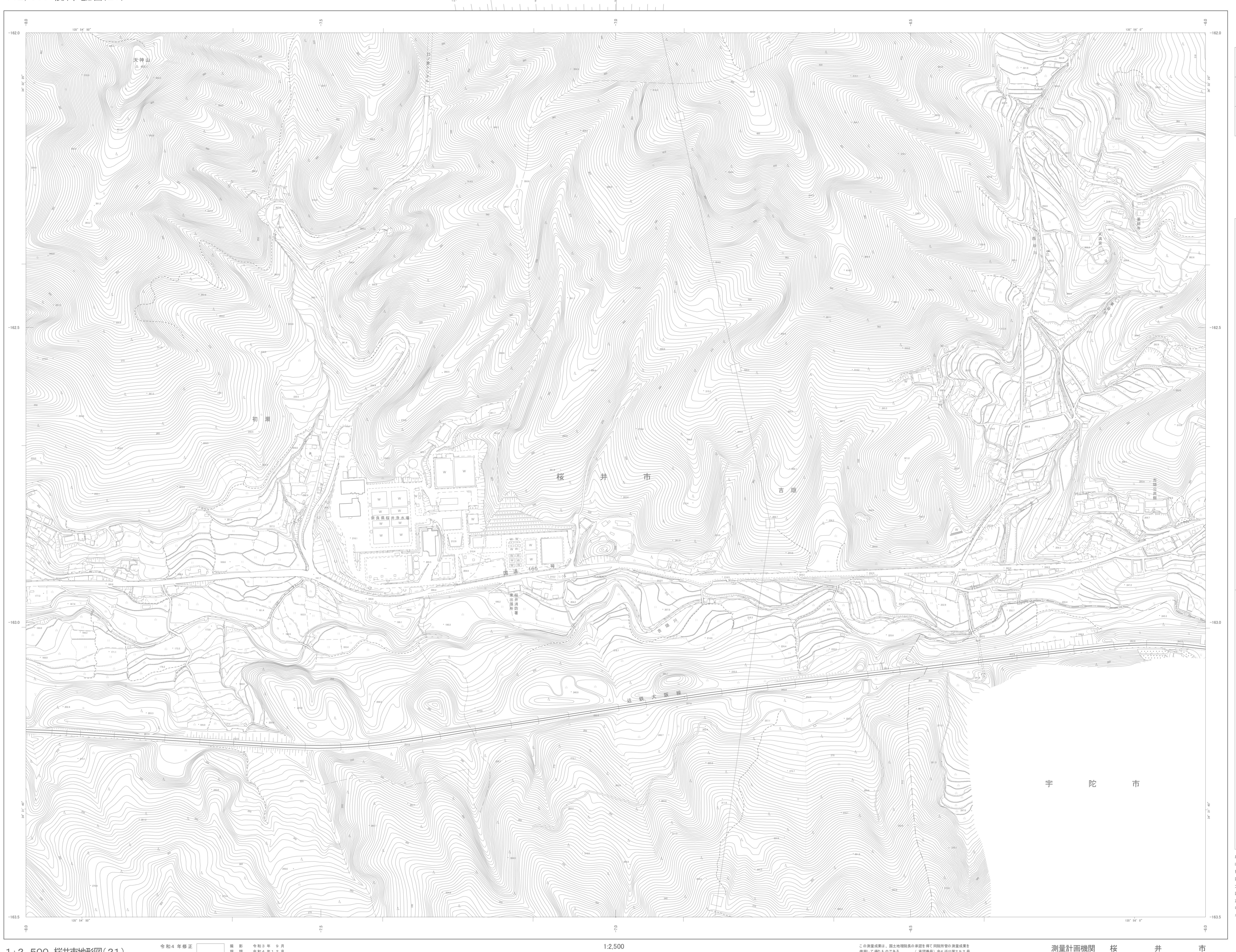


1 : 2, 500 桜井市地形図(21)

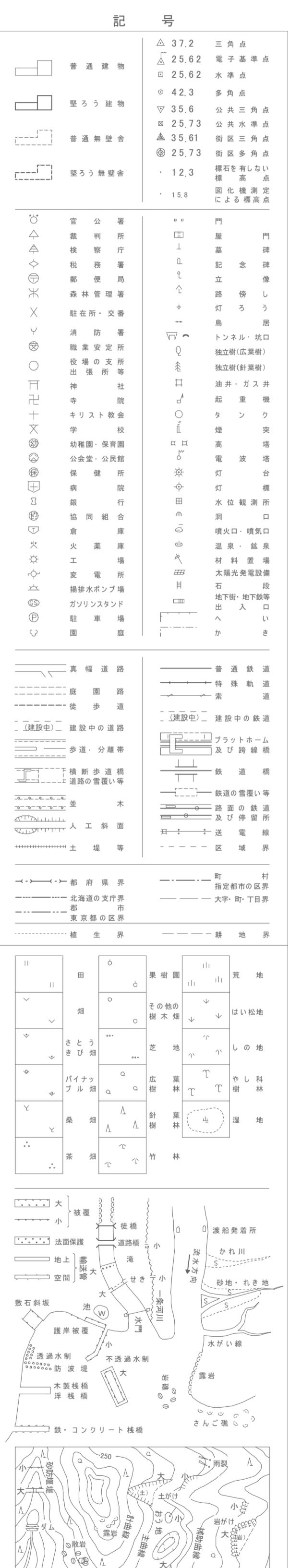
1 : 2, 500 桜井市地形図(21)



1 : 2, 500 桜井市地形図(21)

(18) 桜井市		
(19)	奈良県 (21)	
(20)	(22)	宇陀市

行政界は確定測量で得たものでない



座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第VI座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
図郭に表示してある経緯度目盛は10秒間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル

1 : 2, 500 桜井市地形図(21)

1 : 2, 500 桜井市地形図(21)

令和4年修正 撮影図 令和3年9月
現測調 令和4年12月
令和6年3月

1:2,5

この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量成果
使用して得たものである (承認番号) 令4近公第292

測量計画機関 桜井市
測量作業機関 株式会社パスコ